

雇用保険受給手続きの流れ

※失業等給付の受給手続きは原則、本人の住所管轄するハローワークで行います。

◀ ハローワーク伊集院の管轄地域 ▶

「日置市」、「いちき串木野市」にお住まいの方

ハローワーク伊集院にて受給手続きをされる方は、最初に「**1階 総合案内**」にお越しください。

(※船員であった方が、離職後、引き続き船員での就職を希望される場合は、地方運輸局での求職申込手続きをお願いします。)

手続きに必要なもの

- ① 離職票 - 1、離職票 - 2
- ② 写真2枚 (※最近の写真、正面上半身、縦3.0cm×横2.4cm)
※本手続き及び今後の「失業認定日」ごとにマイナンバーカードを提示する場合は省略可
- ③ 本人名義の「普通預金通帳」または「キャッシュカード」
- ④ 「マイナンバーカード」または「運転免許証」等 (※現住所が確認できるもの)
※いずれもお持ちにでない場合は、以下の異なる書類 (2種類)
住民票記載事項証明書 公的医療保険の被保険者証 児童扶養手当証書等
- ⑤ 個人番号確認書類 (※下記のいずれか1種類)
マイナンバーカード 通知カード 個人番号の記載のある住民票 (住民票記載事項証明書)

● 注意点 (※詳しくは添付している冊子「離職されたみなさまへ」をご覧ください。)

- 病気やけが、妊娠等によりすぐに働けない方は、「受給期間延長」の手続きができます。(※65歳以上の年齢で離職された方を除く)
- すでに就職が決まっている場合は、「失業の状態」ではないため、再就職手当を含む失業給付を受給することはできません。
(※「再就職手当」とは？ → 受給手続き後、一定の条件を満たし就職された場合に支給される手当です)
- 65歳未満の方は、「老齢厚生年金」、「退職共済年金」と併給調整があります。
(※手続き前に詳細について住所を管轄する年金事務所にご確認ください)

● ハローワークからのお願い (※ご理解とご協力をお願いします)

- 手続きには1時間程度要します。手続きのため来所するにあたっては**16時まで**にお越しください。
- できるだけ以下の曜日、時間帯を避けてお越しください。
・**火、木曜日の午前中 (失業認定日) 及び水曜日の午前 (失業認定日) ・午後 (雇用保険説明会)**
(※失業認定日及び雇用保険説明会のため、窓口及び駐車場が大変混雑しています。)
- ・**12時～13時** (※お昼時間により窓口体制を縮小しているため、お待ちいただく可能性があります。)